項　　目	現　　行	改　　正
第3部　検　査		
通　則		
（通則の変更）	6　保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条第2項に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。	6　保険医療機関が、患者の人体から排出され、又は採取された検体について、当該保険医療機関以外の施設に臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第2条に規定する検査を委託する場合における検査に要する費用については、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
（通則の削除）	7　学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又はその医学部若しくは歯学部の附属の教育研究施設としての附属病院その他の高度専門病院のうち別に厚生労働大臣が定める基準に該当するものである保険医療機関における検査に要する費用については、厚生労働大臣が別に算定方法を定めた場合にあっては、この表の規定にかかわらず、当該算定方法により算定するものとする。	（削除）
第1節　検体検査料		
第1款　検体検査実施料		
（通則の変更）	1　入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第1款の各区	1　入院中の患者以外の患者について、緊急のために、保険医療機関が表示する診療時間以外の時間、休日又は深夜において、当該保険医療機関内において検体検査を行った場合は、第1款の各区

項　　目	現　　行	改　　正
	分の所定点数に1日につき110点を加算する。	分の所定点数に1日につき110点を加算する。ただし、この場合において、同一日に3の加算は別に算定できない。
（通則の変更）	2　高度の医療を提供する病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関又は特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。	2　特定機能病院である保険医療機関においては、入院中の患者に係る検体検査実施料は、基本的検体検査実施料に掲げる所定点数及び当該所定点数に含まれない各項目の所定点数により算定する。
（加算の新設）	（新設）	3　入院中の患者以外の患者に対して実施したすべての検体検査の結果について、検査実施日のうちに説明した上で文書により情報を提供し、当該検査の結果に基づく診療が行われた場合に、5項目を限度として、第1節第1款の各区分に掲げる検体検査実施料（別に厚生労働大臣が定める検査を除く。）の各項目の所定点数にそれぞれ1点を加算する。
尿中特殊物質定性定量検査 （項目の削除）	区分D001の4　メラニン定性 区分D001の9　細菌尿検査（TTC還元能） 区分D001の12　パラニトロフェノール 区分D001の12　カタラーゼ反応 区分D001の20　成長ホルモン（GH）定量精密測定	（削除）

項　　目	現　　行	改　　正
(区分の新設)	(新設：区分D002-2) →	**フローサイトメトリー法による尿中有形成分定量測定** 28点 注1　同一検体について当該検査と区分番号D017に掲げる排泄物、滲出物又は分泌物の細菌顕微鏡検査を併せて行った場合は、主たる検査の所定点数のみ算定する。 2　当該保険医療機関内で検査を行った場合に算定する。
糞便検査 (項目の削除)	区分D003の2　ビリルビン定量 区分D003の2　AMSⅢ →	(削除)
穿刺液・採取液検査 (項目の新設)	(新設：区分D004-11) → (新設：区分D004-12) → (新設：区分D004-12) → (新設：区分D004-13) →	IgGインデックス　500点 髄液MBP　600点 髄液オリゴクローナルバンド測定　600点 悪性腫瘍遺伝子検査　2,000点
(血液学的検査) **血液形態・機能検査** (項目の削除)	区分D005の10　ヘモグロビンA_1 (HbA_1) 区分D005の13　LE現象検査 →	(削除)
出血・凝固検査 (注の変更)	注　患者から1回に採取した血液を用いてPIVKAⅡ、PIVKAⅡ精密測定(出血・凝固)、フィブリノーゲン分解産物精密測定、D-Dダイマー精密測定、プロテインS精密測定、α_2-プラスミンイン →	注　患者から1回に採取した血液を用いてPIVKAⅡ、フィブリノーゲン分解産物精密測定、D-Dダイマー精密測定、プロテインS精密測定、α_2-プラスミンインヒビター・プラスミン複合体、第Ⅷ

項　　目	現　　行	改　　正
	ヒビター・プラスミン複合体、血小板第4因子（PF_4）精密測定、β-トロンボグロブリン精密測定、トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体（TAT）精密測定、プロテインC、フィブリンモノマー複合体定量精密測定、プロトロンビンフラグメントF1＋2精密測定、tPA・PAI-1複合体、凝固因子（Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、XIII）及びフィブリノペプタイド精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	因子様抗原、血小板第4因子（PF_4）精密測定、β-トロンボグロブリン精密測定、トロンビン・アンチトロンビンⅢ複合体（TAT）精密測定、プロテインC、フィブリンモノマー複合体定量精密測定、プロトロンビンフラグメントF1＋2精密測定、トロンボモジュリン精密測定、tPA・PAI-1複合体、凝固因子（Ⅱ、Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ、Ⅹ、Ⅺ、Ⅻ、XIII）及びフィブリノペプタイド精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。
（項目の削除）	区分D006の6　部分トロンボプラスチン時間測定 区分D006の11　ユーグロブリン溶解時間測定 区分D006の11　ユーグロブリン分屑プラスミン値測定（Lewis法） 区分D006の11　プラスミン活性値検査の簡易法（福武法、畔柳法）	→（削除）
（区分の新設）	（新設：区分D006-3） （新設：区分D006-4） （新設：区分D006-6）	→**Major bcr-abl mRNA 核酸増幅精密測定**　1,200点 →**進行性筋ジストロフィー遺伝子検査**　2,000点 →**免疫関連遺伝子再構成**　2,400点
（生化学的検査（I）） **血液化学検査** （注の変更）	注　患者から1回に採取した血液を用いて総ビリル	→注　患者から1回に採取した血液を用いて総ビリル

項　　目	現　　行	改　　正
	ビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミールトランスペプチダーゼ（γ-GTP）、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素（LDH）、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチン・フォスフォキナーゼ（CPK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、アルブミン・グロブリン比測定、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、β-リポ蛋白、総脂質、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及びHPO_4、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ（GOT）、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ（GPT）、総鉄結合能（TIBC）、不飽和鉄結合能（UIBC）、過酸化脂質、イオン化カルシウム及び赤血球コプロポルフィリン定性を５項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	ビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、尿素窒素（BUN）、クレアチニン、尿酸、アルカリフォスファターゼ、コリンエステラーゼ（ChE）、γ-グルタミールトランスペプチダーゼ（γ-GTP）、中性脂肪、Na及びCl、K、Ca、Mg、膠質反応、クレアチン、グルコース、乳酸脱水素酵素（LDH）、酸性フォスファターゼ、エステル型コレステロール、アミラーゼ、ロイシンアミノペプチダーゼ（LAP）、クレアチン・フォスフォキナーゼ（CPK）、アルドラーゼ、遊離コレステロール、鉄、試験紙法・アンプル法・固定化酵素電極による血中ケトン体・糖・クロール検査、リン脂質、β-リポ蛋白、遊離脂肪酸、HDL-コレステロール、LDL-コレステロール、前立腺酸性フォスファターゼ、P及びHPO_4、総コレステロール、グルタミック・オキサロアセティック・トランスアミナーゼ（GOT）、グルタミック・ピルビック・トランスアミナーゼ（GPT）、総鉄結合能（TIBC）、不飽和鉄結合能（UIBC）及びイオン化カルシウムを５項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。

項　　目	現　　行	改　　正
（項目の新設）	（新設：区分D007の27） （新設：区分D007の27） （新設：区分D007の43）	シスタチンC精密測定 130点 ペントシジン 130点 プロカルシトニン（PCT） 320点
（項目の削除）	区分D007の1　アルブミン・グロブリン比測定 区分D007の3　総脂質 区分D007の6　過酸化脂質 区分D007の9　シアル酸 区分D007の10　フルクトサミン 区分D007の20　尿中硫酸抱合型胆汁酸	（削除）
（生化学的検査（Ⅱ）） **内分泌学的検査** （項目の新設）	（新設：区分D008の21）	抗IA-2抗体精密測定 230点
（注の変更）	注　患者から1回に採取した血液を用いてヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（BNP）精密測定、黄体形成ホルモン（LH）精密測定、卵胞刺激ホルモン（FSH）精密測定、C-ペプタイド（CPR）精密測定、黄体形成ホルモン（LH）、遊離サイロキシン（FT_4）精密測定、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ（GAD）抗体価精密測定、遊離トリヨードサイロニン（FT_3）精密測定、コルチゾール精密測定、アルドステロン精密測定、サイロキシン結合蛋白（TBG）精密測定、17-ケトジェニックステロイド（17-KGS）精密測定、テ	注　患者から1回に採取した血液を用いてヒト脳性ナトリウム利尿ペプチド（BNP）精密測定、卵胞刺激ホルモン（FSH）精密測定、C-ペプタイド（CPR）精密測定、黄体形成ホルモン（LH）、遊離サイロキシン（FT_4）精密測定、抗グルタミン酸デカルボキシラーゼ（GAD）抗体価精密測定、遊離トリヨードサイロニン（FT_3）精密測定、コルチゾール精密測定、アルドステロン精密測定、サイロキシン結合蛋白（TBG）精密測定、17-ケトジェニックステロイド（17-KGS）精密測定、テストステロン精密測定、

項　　目	現　　行	改　　正
	ストステロン精密測定、ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量（HCG定量）精密測定、サイログロブリン精密測定、ヒト胎盤性ラクトーゲン（HPL）精密測定、ヒト胎盤性ラクトーゲン（HPL）、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン（HCG）定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ（HCGβ）分画精密測定、グルカゴン精密測定、カルシトニン精密測定、プロジェステロン精密測定、遊離テストステロン精密測定、エストロジェン、17-ケトジェニックステロイド分画（17-KGS分画）精密測定、サイクリックAMP（C-AMP）精密測定、エストリオール（E_3）精密測定、エストロジェン精密測定、プレグナンジオール、カテコールアミン精密測定、副甲状腺ホルモン（PTH）精密測定、エストラジオール（E_2）精密測定、カテコールアミン分画精密測定、DHEA-S精密測定、副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）精密測定、17-ケトステロイド分画（17-KS分画）精密測定、プレグナンジオール精密測定、プレグナントリオール精密測定、エリスロポエチン精密測定、17α-ヒドロキシプロジェステロン精密測定、ノルメタネフリン精密測定、メタネフリン精密測定、ソマトメジンC精密測定、インスリン様成長因子結合蛋白3型	ヒト絨毛性ゴナドトロピン定量（HCG定量）精密測定、Ⅰ型コラーゲン架橋N-テロペプチド（NTx）精密測定、サイログロブリン精密測定、ヒト胎盤性ラクトーゲン（HPL）、低単位ヒト絨毛性ゴナドトロピン（HCG）定量、ヒト絨毛性ゴナドトロピンβ（HCGβ）分画精密測定、グルカゴン精密測定、カルシトニン精密測定、オステオカルシン精密測定、骨型アルカリフォスファターゼ（BAP）精密測定、尿中βクロラプス精密測定、プロジェステロン精密測定、遊離テストステロン精密測定、エストロジェン、17-ケトジェニックステロイド分画（17-KGS分画）精密測定、サイクリックAMP（C-AMP）精密測定、エストリオール（E_3）精密測定、尿中デオキシピリジノリン精密測定、副甲状腺ホルモン関連蛋白C端フラグメント（C-PTHrP）精密測定、副甲状腺ホルモン関連蛋白（PTHrP）精密測定、プレグナンジオール、カテコールアミン精密測定、副甲状腺ホルモン（PTH）精密測定、エストラジオール（E_2）精密測定、カテコールアミン分画精密測定、DHEA-S精密測定、副腎皮質刺激ホルモン（ACTH）精密測定、17-ケトステロイド分画（17-KS分画）精密測定、プレグナントリオール精密測定、エリス

項　　目	現　　行	改　　正
	(IGFBP-3) 精密測定及びメタネフリン分画精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	ロポエチン精密測定、17α-ヒドロキシプロジェステロン精密測定、抗IA-2抗体精密測定、ノルメタネフリン精密測定、メタネフリン精密測定、ソマトメジンC精密測定、インスリン様成長因子結合蛋白3型(IGFBP-3) 精密測定及びメタネフリン分画精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。
腫瘍マーカー		
(項目の新設)	(新設：区分D009の9) →	I型プロコラーゲン-C-プロペプチド精密測定 170点
	(新設：区分D009の9) →	I型コラーゲンCテロペプチド精密測定 170点
(免疫学的検査)		
免疫血液学的検査		
(項目の新設)	(新設：D011の6) →	PAIgG (血小板関連IgG) 200点
感染症血清反応	→	感染症免疫学的検査
(名称の変更) (項目の削除)	D012の2　ポールバンネル反応 D012の40　HIVenvelope抗体価及びHIVcore抗体価精密測定 →	(削除)
(項目の新設)	(新設：区分D012の20) →	抗クラミジア・ニューモニエIgM抗体価精密測定 160点
	(新設：区分D012の23) →	尿中肺炎球菌莢膜抗原 200点
肝炎ウイルス関連検査		
(注の変更)	注　患者から1回に採取した血液を用いてHBs抗原 →	注　患者から1回に採取した血液を用いてHBs抗原

項　　目	現　　行	改　　正
	精密測定、HBs抗体価精密測定、HBe抗原精密測定、HBe抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価、HCVコア蛋白質測定、HBc抗体価、HBc抗体価精密測定、IgM-HA抗体価精密測定、HA抗体価精密測定、IgM-HBc抗体価精密測定、HCVコア抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定、HCV特異抗体価精密測定、HCV特異抗体価測定による群別判定、DNAポリメラーゼ、デルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定、HBV核酸同定精密測定及びHBV核酸定量測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。	精密測定、HBs抗体価精密測定、HBe抗原精密測定、HBe抗体価精密測定、HCV抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価、HCVコア蛋白質測定、HBc抗体価、HBc抗体価精密測定、IgM-HA抗体価精密測定、HA抗体価精密測定、IgM-HBc抗体価精密測定、HCVコア抗体価精密測定、HCV構造蛋白及び非構造蛋白抗体価精密測定、HCV特異抗体価精密測定、HCV特異抗体価測定による群別判定及びデルタ肝炎ウイルス抗体価精密測定を3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、検査の項目数に応じて次に掲げる点数により算定する。
自己抗体検査 （注の変更）	注　抗SS-A/Ro抗体、抗RNP抗体、抗Sm抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗Jo-1抗体、抗RNP抗体精密測定、抗SS-A/Ro抗体精密測定、抗SS-B/La抗体精密測定、抗Scl-70抗体精密測定及び抗Sm抗体精密測定を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ370点又は490点とする。	注　抗SS-A/Ro抗体、抗RNP抗体、抗Sm抗体、抗SS-B/La抗体、抗Scl-70抗体、抗Jo-1抗体、抗SS-A/Ro抗体精密測定、抗SS-B/La抗体精密測定及び抗Scl-70抗体精密測定を2項目又は3項目以上行った場合は、所定点数にかかわらず、それぞれ320点又は490点とする。
血漿蛋白免疫学的検査	9　アポリ蛋白、β_2-マイクログリブリン（β_2	10　非特異的IgE、特異的IgE　110点

項　　目	現　　行	改　　正
	-m)、非特異的IgE、特異的IgE、プレアルブミン 120点	
(注の変更)	注　特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,560点を限度として算定する。 →	注　特異的IgE検査は、特異抗原の種類ごとに所定点数を算定する。ただし、患者から1回に採取した血液を用いて検査を行った場合は、1,430点を限度として算定する。
(項目の新設)	(新設：区分D015の23) →	結核菌特異蛋白刺激性遊離インターフェロン-γ測定 410点
細胞機能検査 (項目の削除)	D016の7　ロゼット法によるリンパ球サブセット検査（種目数にかかわらず一連につき） →	(削除)
(区分の新設)	(新設：区分D019-2) →	**酵母様真菌薬剤感受性検査** 110点
(微生物学的検査) **微生物核酸同定・定量検査** (項目の新設)	(新設：区分D023の5) →	淋菌及びクラミジアトラコマチス同時核酸増幅同定精密測定 300点
	(新設：区分D023の18) →	HIV-ジェノタイプ薬剤耐性検査 6,000点
(区分の新設)	(新設：区分D023-2) →	**その他の微生物学的検査**
(基本的検体検査実施料) **基本的検体検査実施料**（1日につき） (注の変更)	注1　高度の医療を提供する病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関又は特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査に	注1　特定機能病院である保険医療機関において、入院中の患者に対して行った検体検査について算定する。

項　　目	現　　行	改　　正
(注の変更)	ついて算定する。 注２　次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ～ヌ　(略) ル　感染症血清反応 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジンＯ価(ASO価)、ポールバンネル反応、トキソプラズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査(定量)、TPHA試験(定量)、TPHA試験(定性)及びHIV-１抗体価 ヲ～ヨ　(略)	注２　次に掲げる検体検査の費用は所定点数に含まれるものとする。 イ～ヌ　(略) ル　感染症免疫学的検査 梅毒脂質抗原使用検査(定性)、抗ストレプトリジンＯ価(ASO価)、トキソプラズマ抗体価測定、梅毒脂質抗原使用検査(定量)、TPHA試験(定量)、TPHA試験(定性)及びHIV-１抗体価 ヲ～ヨ　(略)
第２款　検体検査判断料		
検体検査判断料 (注の変更)	注１　検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月１回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号Ｄ027に掲げる基本的検体検査判断料(Ⅰ)又は区分番号Ｄ028に掲げる基本的検体検査判断料(Ⅱ)を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。	注１　検体検査判断料は該当する検体検査の種類又は回数にかかわらずそれぞれ月１回に限り算定できるものとする。ただし、区分番号Ｄ027に掲げる基本的検体検査判断料を算定する患者については、尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査(Ⅰ)判断料、免疫学的検査判断料及び微生物学的検査判断料は別に算定しない。
基本的検体検査判断料(Ⅰ) (名称の変更)		基本的検体検査判断料
基本的検体検査判断料(Ⅱ) (区分の削除)	525点 注１　高度の医療を提供す	(削除)

項　　目	現　　行	改　　正
	る病院であって別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして厚生労働大臣が指定する保険医療機関（特定機能病院を除く。）において、尿・糞便等検査、血液学的検査、生化学的検査（Ⅰ）、免疫学的検査又は微生物学的検査の各項に掲げる検体検査を入院中の患者に対して行った場合に、当該検体検査の種類又は回数にかかわらず月１回に限り算定できるものとする。 2　区分番号Ｄ026に掲げる検体検査判断料の注３に規定する施設基準に適合するものとして届け出を行った保険医療機関（注１の厚生労働大臣の指定を受けたものに限る。）において検体検査を行った場合には、当該基準に係る区分に従い、患者１人につき月１回に限り、同注３に掲げる点数を所定点数に加算する。ただし、検体検査管理加算（Ⅱ）を算定した場合には、検体検査管理加算（Ⅰ）は算定しない。	
第２節　病理学的検査料 **第１款　病理学的検査実施料** **（病理学的検査）** **病理組織顕微鏡検査**（１臓器につき） （注の削除）	注４　当該保険医療機関以外の医療機関で作製し	→　（削除）

項　　目	現　　行	改　　正
	た組織標本を診断した場合は、1件につき200点とする。	
第2款　病理学的検査診断・判断料		
病理診断料 （点数の見直し） （算定要件の緩和）	255点 注　病理学的検査を専ら担当する常勤の医師が勤務する病院である保険医療機関において、区分番号D100に掲げる病理組織迅速顕微鏡検査、区分番号D101に掲げる病理組織顕微鏡検査又は区分番号D101-2に掲げるその他の病理組織検査を行った場合に、これらの検査の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。	410点 注1　病理学的検査を専ら担当する医師が勤務する病院である保険医療機関において、区分番号D100に掲げる病理組織迅速顕微鏡検査、区分番号D101に掲げる病理組織顕微鏡検査若しくは区分番号D101-2に掲げるその他の病理組織検査に基づく診断を行った場合又は当該保険医療機関以外の医療機関で作製した組織標本を診断した場合に、これらの検査の別又は回数にかかわらず、月1回に限り算定する。
（注の新設）	（新設）	注2　当該保険医療機関以外の医療機関で作製した組織標本を診断した場合は、区分番号D100に掲げる病理組織迅速顕微鏡検査、区分番号D101に掲げる病理組織顕微鏡検査又は区分番号D101-2に掲げるその他の病理組織検査は別に算定できないものとする。
第3節　生体検査料 （加算の見直し）	新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次	新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して本節に掲げる検査（次

項　　目	現　　行	改　　正
	に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の30又は100分の15に相当する点数を加算する。 1～4　（略） 5　脈波図、心機図、ポリグラフ検査判断料 6　呼吸心拍監視 7～13　（略） 14　超音波内視鏡検査を実施した場合の加算	に掲げるものを除く。）を行った場合は、各区分に掲げる所定点数にそれぞれ所定点数の100分の60又は100分の30に相当する点数を加算する。 1～4　（略） 削除 5　呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視装置、カルジオスコープ(ハートスコープ)、カルジオタコスコープ 6～12　（略） 13　内視鏡検査の通則3に掲げるもの 14　超音波内視鏡検査を実施した場合の加算 15　肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法
(呼吸循環機能検査等) (加算の新設)	(新設) →	2　使用したガスの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
心臓カテーテル法による諸検査（一連の検査について） (注の変更)	注1　新生児、乳児又は1歳以上3歳未満の幼児に対して当該検査を行った場合は、それぞれ1,800点、900点又は450点を加算する。 →	注1　新生児又は3歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、それぞれ100分の300又は100分の100に相当する点数を加算する。

項　　目	現　　行	改　　正
心電図検査 （項目の追加）	1　四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導　150点 2　ベクトル心電図、体表ヒス束心電図　150点 3　その他（6誘導以上）　90点	1　四肢単極誘導及び胸部誘導を含む最低12誘導　150点 2　ベクトル心電図、体表ヒス束心電図　150点 3　携帯型発作時心電図記憶伝達装置使用心電図検査　150点 4　バリストカルジオグラフ　90点 注　2方向以上の記録による場合は所定点数に90点を加算する。 5　その他（6誘導以上）　90点
（区分の新設）	（新設：D210-2）	**体表面心電図、心外膜興奮伝播図**　1,500点
（区分の新設）	（新設：区分D212-2）	**携帯型発作時心電図記録計使用心電図検査**　500点
脈波図、心機図、ポリグラフ検査 （項目の削除）	2　脈波図、心機図、ポリグラフ検査判断料　140点	（削除）
（注の変更）	注3　検査の実施ごとに1に掲げる所定点数を算定するとともに、実施した検査の種類又は回数にかかわらず2に掲げる点数を月1回に限り算定する。	注3　検査の実施ごとに1に掲げる所定点数を算定する。
（区分の新設）	（新設：区分D214-2）	**エレクトロキモグラフ**　260点
超音波検査（記録に要する費用を含む。） （名称の変更）	4　ドップラー法（1日につき）	4　ドプラ法（1日につき）
（注の変更）	注1　断層撮影法及びUCGについて、パルスドップラー法を行った場合は、所定点数に200点を加算する。	注1　断層撮影法及びUCGについて、パルスドプラ法を行った場合は、所定点数に200点を加算する。
（注の変更）	注3　ドップラー法について、ロ及びハを併せて	注3　ドプラ法について、ロ及びハを併せて行っ

項　　目	現　　行	改　　正
	行った場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。	た場合は、主たるものの所定点数のみにより算定する。
呼吸心拍監視 （名称の変更）	→	呼吸心拍監視、新生児心拍・呼吸監視装置、カルジオスコープ（ハートスコープ）、カルジオタコスコープ
経皮的血液ガス分圧測定 （名称の変更）	→	経皮的血液ガス分圧測定、血液ガス連続測定
（区分の新設）	（新設：区分D223-2） →	**終夜経皮的動脈血酸素飽和度測定**（一連につき） 100点
観血的動脈圧測定（カテーテルの挿入に要する費用及びエックス線透視の費用を含む。） （項目の見直し）	1　1回又は1時間につき 130点 →	1　1時間以内の場合 130点
観血的肺動脈圧測定 （項目の変更）	1　1回又は1時間につき 150点 →	1　1時間以内又は1時間につき　150点
脳誘発電位検査（脳波検査を含む。） （項目の変更）	3　聴性誘発反応検査 670点 →	3　聴性誘発反応検査、脳波聴力検査、脳幹反応聴力検査、中間潜時反応聴力検査　670点 注　2種類以上行った場合は、主たるもののみ算定する。
（耳鼻咽喉科学的検査） **喉頭鏡検査** （区分の削除）	11点 注　入院中の患者以外の患者についてのみ算定する。 →	（削除）
自覚的聴力検査 （項目の変更）	1　標準純音聴力検査 400点 →	1　標準純音聴力検査、自記オージオメーターによ

項　　目	現　　行	改　　正
	2　標準語音聴力検査 350点 3　簡易聴力検査 イ　気導純音聴力検査（標準純音聴力検査で骨導聴力検査を行わない場合）　110点 ロ　その他（種目数にかかわらず一連につき）　40点 5　内耳機能検査（種目数にかかわらず一連につき）　400点	る聴力検査　400点 2　標準語音聴力検査、ことばのききとり検査　400点 3　簡易聴力検査 イ　気導純音聴力検査　110点 ロ　その他（種目数にかかわらず一連につき）　40点 5　内耳機能検査、耳鳴検査（種目数にかかわらず一連につき）　400点
鼻腔通気度検査 （注の削除）	300点 注　鼻腔通気度検査は、当検査に関連する手術日の前後3月以内に行った場合に限り算定する。	（削除）
平衡機能検査 （項目の変更） （項目の変更）	4　電気眼振図（誘導数にかかわらず一連につき）　260点 5　重心動揺計　250点	4　電気眼振図（一連につき） イ　皿電極により4誘導以上の記録を行った場合　400点 ロ　その他の場合 260点 5　重心動揺計、下肢加重検査、フォースプレート分析、動作分析検査　250点
眼底カメラ撮影 （注の新設）	（新設）	注　使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
細隙燈顕微鏡検査（前眼部及び後眼部） （注の新設）	（新設）	注　使用したフィルムの費

項　　目	現　　行	改　　正
		用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
矯正視力検査（眼鏡処方せんの交付を含む。） （名称の変更） （項目の追加）	74点 →	**矯正視力検査** 1　眼鏡処方せんの交付を行う場合　74点 2　1以外の場合　74点
色覚検査 （項目の変更）	1　アノマロスコープ、色相配列検査を行った場合　60点 →	1　アノマロスコープ又は色相配列検査を行った場合　60点
眼球陥没度測定 （区分の削除）	38点 →	（削除）
両眼視機能精密検査 （名称の変更）	38点 →	両眼視機能精密検査、立体視検査（三杆法、ステレオテスト法による）、網膜対応検査（残像法、バゴリニ線條試験による）
細隙燈顕微鏡検査（前眼部） （注の新設）	（新設） →	注　使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
涙液分泌機能検査 （名称の変更）	38点 →	涙液分泌機能検査、涙管通水・通色素検査
（区分の新設）	（新設：区分D282-3） →	**コンタクトレンズ検査料** 1　コンタクトレンズ検査料1 イ　初回装用者の場合　387点 ロ　既装用者の場合　112点

項　　目	現　　行	改　　正
		2　コンタクトレンズ検査料2 イ　初回装用者の場合　193点 ロ　既装用者の場合　56点 注1　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、コンタクトレンズ処方のために眼科学的検査を行った場合又はコンタクトレンズ装用者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料1を算定する。 2　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関以外の保険医療機関においてコンタクトレンズ処方のために眼科学的検査を行った場合又はコンタクトレンズ装用者に対して眼科学的検査を行った場合は、コンタクトレンズ検査料2を算定する。 3　当該保険医療機関又は当該保険医療機関と特別な関係にある保険医療機関において過去に1のイ又は2のイを算定した患者に対して、1のロ又は2のロを算定する場合は、区分番号A000に掲げる初診料は算定せず、区分番号A001に掲げる再診料又は区分番号A002に掲げる外来診療

項　　目	現　　行	改　　正
		料を算定する。 4　区分番号D255から区分番号D282-2に掲げる検査の費用は、所定点数に含まれるものとする。
（区分の新設）	（新設：区分D282-4） →	**（皮膚科学的検査）** **ダーモスコピー**　12点
（臨床心理・神経心理検査） （通則の新設）	（新設） →	区分番号D283から区分番号D285までに掲げる臨床心理・神経心理検査については、同一日に複数の検査を行った場合であっても、主たるもの1種類のみの所定点数のみにより算定する。
発達及び知能検査 （注の削除）	注　複数の検査を行った場合であっても1種類のみの所定点数により算定する。 →	（削除）
人格検査 （注の削除）	注　複数の検査を行った場合であっても1種類のみの所定点数により算定する。 →	（削除）
その他の心理検査 （注の削除）	注　複数の検査を行った場合であっても1種類のみの所定点数により算定する。 →	（削除）
（負荷試験等） **肝及び腎のクリアランステスト** （注の変更）	注1　検査に当たって尿管カテーテル法又は膀胱尿道ファイバースコピーを行った場合は、所定点数に区分番号D →	注1　検査に当たって尿管カテーテル法又は膀胱尿道ファイバースコピーを行った場合は、区分番号D318に掲げ

項　　目	現　　行	改　　正
	318に掲げる尿管カテーテル法又はD317に掲げる膀胱尿道ファイバースコピーの所定点数を加算する。	る尿管カテーテル法又はD317に掲げる膀胱尿道ファイバースコピーの所定点数を併せて算定する。
糖負荷試験 （項目の変更）	2　耐糖能精密検査（常用負荷試験及び血中インスリン測定を行った場合）	2　耐糖能精密検査（常用負荷試験及び血中インスリン測定又は常用負荷試験及び血中C-ペプタイド測定を行った場合）、グルカゴン負荷試験
その他の機能テスト （項目の変更）	2　肝機能テスト（ICG 1回又は2回法、BSP 2回法）	2　肝機能テスト（ICG 1回又は2回法、BSP 2回法）、ビリルビン負荷試験、馬尿酸合成試験、フィッシュバーグ、水利尿試験、アジスカウント（Addis 尿沈渣定量検査）、モーゼンタール法、キシローゼ試験、ヨードカリ試験
	3　胆道機能テスト	3　胆道機能テスト、胃液分泌刺激テスト
（項目の新設）	（新設：区分D289の1）	ビリルビン負荷試験
	（新設：区分D289の1）	馬尿酸合成試験
	（新設：区分D289の1）	フィッシュバーグ
	（新設：区分D289の1）	水利尿試験
	（新設：区分D289の1）	アジスカウント（Addis 尿沈渣定量検査）
	（新設：区分D289の1）	モーゼンタール法
	（新設：区分D289の1）	キシローゼ試験
	（新設：区分D289の1）	ヨードカリ試験
	（新設：区分D289の2）	胃液分泌刺激テスト
卵管通気・通水・通色素検査 （名称の変更）		卵管通気・通水・通色素検査、ルビンテスト
皮内反応検査 （区分の変更） （注の削除）	16点 注　1日につき240点を限	皮内反応検査、ヒナルゴンテスト、鼻アレルギー誘発

項　　目	現　　行	改　　正
	度として算定する。	試験、過敏性転嫁検査、薬物光貼布試験、最小紅斑量（MED）測定 1　21箇所以内の場合（1箇所につき）　16点 2　22箇所以上の場合（一連につき）　350点
（項目の新設）	（新設） →	小児食物アレルギー負荷検査　1,000点 注1　別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして地方社会保険事務局長に届け出た保険医療機関において、9歳未満の入院患者に対して食物アレルギー負荷検査を行った場合に、年2回に限り算定する。 2　小児食物アレルギー負荷検査に係る投薬、注射及び処置の費用は、所定点数に含まれるものとする。
（内視鏡検査） （加算の新設）	（新設） →	4　写真診断を行った場合は、使用したフィルムの費用として、購入価格を10円で除して得た点数を加算する。
（区分の新設） **気管支鏡検査**	（新設） →	**鼻咽腔直達鏡検査**　220点
（名称の変更）	→	気管支鏡検査、気管支カメラ
食道鏡検査 （名称の変更）	→	食道鏡検査、食道カメラ
胃鏡検査 （名称の変更）	→	胃鏡検査、ガストロカメラ
胃・十二指腸ファイバースコピー （注の変更）	注1　胆管・膵管造影法を行った場合は、600点 →	注1　胆管・膵管造影法を行った場合は、600点

項　　目	現　　行	改　　正
	を加算する。ただし、諸監視、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影、エックス線撮影及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。	を加算する。ただし、諸監視、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は所定点数に含まれるものとする。
血管内視鏡検査 （注の変更）	注２　呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。	注２　呼吸心拍監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、造影剤注入手技及びエックス線診断の費用（フィルムの費用は除く。）は、所定点数に含まれるものとする。
（区分の新設）	（新設：区分Ｄ325）	**肺臓カテーテル法、肝臓カテーテル法、膵臓カテーテル法**　3,600点 注１　新生児又は３歳未満の乳幼児（新生児を除く。）に対して当該検査を行った場合は、それぞれ100分の300又は100分の100に相当する点数を加算する。 ２　カテーテルの種類、挿入回数によらず一連として算定し、諸監視、血液ガス分析、心拍出量測定、脈圧測定、肺血流量測定、透視、造影剤注入手技、造影剤使用撮影及びエックス線診断の費用は、全て所定点数に含まれるものとする。 ３　エックス線撮影に用いられたフィルムの費用は、区分番号Ｅ400

項　　目	現　　行	改　　正
		に掲げるフィルムの所定点数により算定する。
第4節　診断穿刺・検体採取料		
血液採取（1日につき） （加算の見直し）	注2　6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、7点を加算する。	注2　6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、14点を加算する。
脳室穿刺 （加算の見直し）	注　6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。	注　6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
後頭下穿刺 （加算の見直し）	注　6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。	注　6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
腰椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。） （名称の変更）		腰椎穿刺、胸椎穿刺、頸椎穿刺（脳脊髄圧測定を含む。）
（加算の見直し）	注　6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。	注　6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
骨髄穿刺 （加算の見直し）	（新設）	注　6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
関節穿刺（片側） （加算の見直し）	（新設）	注　3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
上顎洞穿刺（片側） （名称の変更）		上顎洞穿刺（片側）、扁桃周囲炎又は扁桃周囲膿瘍における試験穿刺
腎嚢胞又は水腎症穿刺 （加算の見直し）	注　6歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。	注　6歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。
臓器穿刺、組織採取 （加算の見直し）	注　6歳未満の乳幼児の場合は、1,000点を加算する。	注　6歳未満の乳幼児の場合は、2,000点を加算する。

項　　目	現　　行	改　　正
組織試験採取、切採法 （項目の削除） （加算の新設）	1～10　（略） 11　膀胱　465点 12　（略） 13　前立腺　3,000点 （新設）	1～10　（略） 削除 11　（略） 削除 注　6歳未満の乳幼児に対して行った場合は、100点を加算する。